

第4 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業

1 許可の種類

(1) 許可の種類

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行おうとする者は、業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければなりません。

許可の種類は、次の図表 53のとおりです。（収集・運搬及び処分の両方を行おうとする場合は、それぞれの許可が必要です。）

図表 53 許可の種類

事業内容	許可の種類
産業廃棄物の収集・運搬を行う場合	産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物の処分を行う場合	産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物の収集・運搬を行う場合	特別管理産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物の処分を行う場合	特別管理産業廃棄物処分業

収集・運搬を行う場合は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の排出場所と運搬先を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の両方の許可が必要です。（図表 54）

なお、平成 23 年 4 月 1 日施行の改正法により、県内の一の政令市の区域を越えて産業廃棄物の収集・運搬を行う場合の許可（産業廃棄物の積替えを伴う収集・運搬に係る許可を除く。）に関する事務については、都道府県知事が行うこととされました。（施行令第 27 条第 1 項）

図表 54 収集運搬業許可の有効範囲について

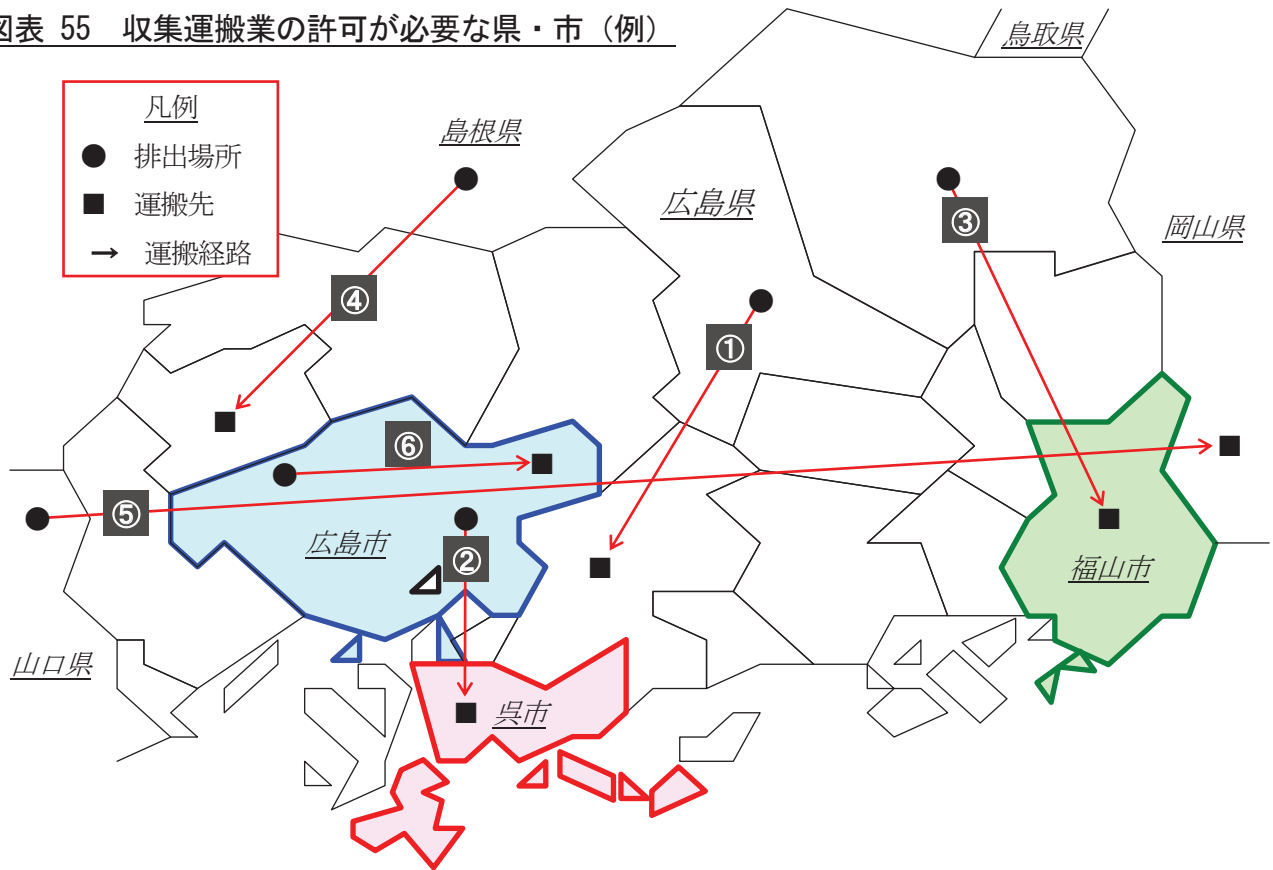
		政令市の許可状況		
		許可有		許可無
		積替え保管 有	積替え保管 無	
県の許可状況	許可有	<ul style="list-style-type: none"> 政令市域を除く県域（県許可） 政令市域（政令市許可） 	※ 積保無しの許可は、県知事が行うため、原則、該当なし。	<ul style="list-style-type: none"> 全県域（県許可）
	許可無	<ul style="list-style-type: none"> 政令市域（政令市許可） 	※ ・一の政令市の許可を受けている場合 →政令市域（政令市許可） 県内の2以上の政令市で運搬するには、県許可が必要	X

※ （特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化に関する経過措置により、許可権者が異なる場合があります。（改正令附則第 6 条（平成 22 年政令第 248 号））

詳細は、排出場所及び運搬先を管轄する都道府県（政令市）へご確認ください。

参考 HP：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-kyokagorika-kyokagorika-top.html>

図表 55 収集運搬業の許可が必要な県・市（例）



番号	許可が必要な県・政令市	排出場所	運搬先
①	広島県	広島県	広島県
②	広島市及び呉市において積替施設を有していない場合：広島県	広島市	呉市
	広島市において積替施設を有し、呉市においては有していない場合：広島県、広島市		
	呉市において積替施設を有し、広島市においては有していない場合：広島県、呉市		
③	広島市及び呉市において積替施設を有している場合：広島市、呉市	広島県	福山市
④	福山市において積替施設を有していない場合：広島県	広島県	福山市
	福山市において積替施設を有している場合：広島県、福山市		
⑤	島根県、広島県	島根県	広島県
⑥	山口県、岡山県（広島県域は通過のみ）	山口県	岡山県
⑥	広島市のみに於いて収集運搬業を行う場合：広島市	広島市	広島市
	広島県内の2以上の政令市において収集運搬業を行う場合：広島県		
	広島市において積替施設を有している場合：広島市		

(2) 処理業の許可を要しない者

図表 56及び57に該当する者は、許可を受ける必要はありません。

図表 56 処理業の許可を要しない者

1 産業廃棄物処理業の許可を要しない者（法第14条、施行規則第9条、第10条の3等）

- ① 排出事業者自らが運搬又は処分する場合
- ② 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集・運搬又は処分を業として行う場合
- ③ 海洋汚染防止法の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者
- ④ 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集・運搬又は処分を業として行う者で都道府県知事の指定を受けた者
- ⑤ 広域的に収集・運搬又は処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集・運搬又は処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（営利を目的としないで業として行う場合に限る。）
- ⑥ 国（産業廃棄物の収集・運搬又は処分をその業務として行う場合に限る。）
- ⑦ 広域臨海環境整備センター法に基づいて設立された広域臨海環境整備センター
- ⑧ 日本下水道事業団
- ⑨ 産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（相手国から日本までの運搬を自ら行う場合に限る。）
- ⑩ 産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（日本から相手国までの運搬を自ら行う場合に限る。）
- ⑪ 動物系固形不要物（食料品製造業において原料として使用した牛の脊柱に限る。）のみの収集・運搬を行う者
- ⑫ と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において処理をした食鳥に係る固形状の不要物のみの収集・運搬を業として行う者
- ⑬ 動物の死体（牛に限る。）のみの収集・運搬又は処分（化製場に限る。）を行う者
- ⑭ 産業廃棄物の再生利用に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第15条の4の2）
- ⑮ 産業廃棄物の広域的処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第15条の4の3）
- ⑯ 産業廃棄物の無害化処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第15条の4の4）
- ⑰ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例として都道府県知事の認定を受けた者（法第12条の7）
- ⑱ 環境大臣又は都道府県知事が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの収集・運搬又は処分を行う者
- ⑲ 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に産業廃棄物を適正に収集・運搬、処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者

2 特別管理産業廃棄物処理業の許可を要しない場合（法第14条の4、施行規則第10条の11、第10条の15等）

- ① 排出事業者自らが運搬又は処分する場合
- ② 海洋汚染防止法の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者
- ③ 国（特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分をその業務として行う場合に限る。）

- ④ 特別管理産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（自ら相手国から日本までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑤ 特別管理産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら日本から相手国までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑥ 産業廃棄物の無害化処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第15条の4の4）
- ⑦ 環境大臣又は都道府県知事が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの収集・運搬又は処分を行う者
- ⑧ 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に産業廃棄物を適正に収集・運搬、処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者

図表 57 他法令に基づく特例（処理業の許可を要しない者）

1 家電リサイクル法第49条に基づく特例

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物（同法施行令で定められたエアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫を含む。）、洗濯機（衣類乾燥機を含む。）の4品目をいう。以下「家電4品目」という。）の収集・運搬又は処分を業として行う次に掲げる者は、産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可は必要ありません。

- ① 家電4品目の収集・運搬を業として行う小売業者又は指定法人等
- ② 家電4品目の再商品化等に必要となる行為（収集・運搬又は処分（再生を含む。以下同じ。）に該当するものに限る。）を業として行う製造業者又は指定法人等

2 小型家電リサイクル法第13条に基づく特例

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の規定に基づき、使用済小型電子機器等（一般消費者が通常生活の用に供する小型電子機器のうち、家電4品目に該当しないものであってその使用を終了したもの）の収集、運搬又は処分を業として行う次に掲げる者は、産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可は必要ありません。

- ① 環境大臣の認定を受けた事業者
- ② 環境大臣の認定を受けた事業者から委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行う者

3 自動車リサイクル法第122条に基づく特例

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の規定に基づき、使用済自動車又は解体自動車の収集・運搬又は処分を業として行う次に掲げる者は、産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可は必要ありません。

- ① 使用済自動車の収集・運搬を業として行う引取業者又はフロン類回収業者
- ② 使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為を業として行う解体業者
- ③ 解体自動車の再資源化に必要な行為を業として行う破砕業者
- ④ 特定再資源化物品（自動車破砕残さ等）の再資源化に必要な行為を業として行う自動車製造業者等
- ⑤ 解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を業として行う指定再資源化機関等

(3) 許可の有効期限

収集運搬業及び処分業の許可の有効期限は、5年間（優良産廃処理業者は7年間）です。許可期限到来後も引き続き業を行う場合は、許可期限までに更新許可申請を行う必要があります。

2 許可の基準等

(1) 施設に係る基準

許可を受けるときは、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして省令で定める基準に適合する必要があります。

なお、施設に係る基準は、図表58及び 59のとおりです。

図表 58 産業廃棄物の事業の用に供する施設に係る基準（施行規則第 10 条，第 10 条の 5）

1 産業廃棄物収集運搬業

- (1) 産業廃棄物が飛散・流出したり，悪臭が漏れたりするおそれのない運搬車，運搬船，運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- (2) 積替施設を有する場合は，産業廃棄物が飛散・流出したり，地下に浸透したり，また，悪臭が発散したりしないように必要な措置を講じた施設であること。

2 産業廃棄物処分業（中間処理）

- (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の種類別に必要な処理施設

産業廃棄物の種類	必要な処理施設
①汚泥	脱水施設，乾燥施設，焼却施設その他の処理施設
②廃油	油水分離施設，焼却施設その他の処理施設
③廃酸，廃アルカリ	中和施設その他の処理施設
④廃プラスチック類	破碎施設，切断施設，熔融施設，焼却施設その他の処理施設
⑤ゴムくず	破碎施設，切断施設，焼却施設その他の処理施設
⑥その他の産業廃棄物	産業廃棄物の種類に応じて，処分に適する処理施設

- (2) 保管施設を有する場合は，産業廃棄物が飛散・流出したり，地下に浸透したり，また，悪臭が発散したりしないように必要な措置を講じた施設であること。

3 産業廃棄物処分業（最終処分）

- (1) 埋立処分は，産業廃棄物の種類に応じて，埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
- (2) 海洋投入処分は，処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。

図表 59 特別管理産業廃棄物の事業の用に供する施設に係る基準（施行規則第 10 条の 13、第 10 条の 17）

1 特別管理産業廃棄物収集運搬業

- (1) 特別管理産業廃棄物が飛散・流出したり、悪臭が漏れたりするおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- (2) 積替施設を有する場合は、特別管理産業廃棄物が飛散・流出したり、地下に浸透したり、また、悪臭が発散したりしないように必要な措置を講じ、かつ、他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられた施設であること。
- (3) 廃油、廃酸、廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等、運搬に適する運搬施設を有すること。
- (4) 感染性産業廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
- (5) 廃 P C B 等、P C B 汚染物又は P C B 処理物の場合は、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。
- (6) その他の特別管理産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物の種類に応じて、収集・運搬に適する運搬施設を有すること。

2 特別管理産業廃棄物処分業（中間処理）

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類別に必要な処理施設

特別管理産業廃棄物の種類	必要な処理施設
①廃油	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられた焼却施設、油水分離施設その他の処理施設で、消火器その他消火設備及び性状分析設備を備えておくこと。
②廃酸、廃アルカリ	腐食防止のために必要な措置が講じられた中和施設その他の処理施設で、性状分析設備を備えておくこと。
③シアン化合物を含む廃酸、廃アルカリ	分解施設その他の処理施設で、性状分析設備を備えておくこと。
④感染性産業廃棄物	焼却施設その他の処理施設で、感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の附帯設備を備えたものを有すること。
⑤廃 P C B 等、P C B 汚染物又は P C B 処理物	焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設その他の処理施設で、性状分析設備を備えておくこと。
⑥廃水銀等	硫化施設その他の処理施設で、性状分析設備を備えておくこと。
⑦廃石綿等	熔融施設その他の処理施設
⑧水銀若しくはその化合物を含む汚泥	コンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設で、性状分析設備を備えておくこと。
⑨シアン化合物を含む汚泥	コンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設で、性状分析設備を備えておくこと。
⑩汚泥（⑦又は⑧を除く）	備えておくこと。
⑪その他の特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物の種類に応じて、処分に適する処理施設に必要な附帯設備を備えたものを有すること。

- (2) 保管施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散・流出したり、地下に浸透したり、また、悪臭が発散したりしないように必要な措置を講じ、かつ、他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられた施設であること。

3 特別管理産業廃棄物処分業（最終処分）

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に応じた埋立処分に適する最終処分場であって、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる附帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。
- (2) 最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う施設では、その周辺の水域の水）について、定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。

(2) 申請者の能力に係る基準

申請者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分を的確に行うに足る知識及び技能を有する必要があります（図表60）。

図表 60 能力に係る基準（施行規則第 10 条, 第 10 条の 5, 第 10 条の 13, 第 10 条の 17）

1 廃棄物の処理に係る知識及び技能

申請の種類別に、次の講習会を修了していること。

(1) 講習会の種類等

① 収集運搬業の場合

講習会の種類	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	新規	更新・変更	新規	更新・変更
産業廃棄物処理業に関する 新規 許可講習会（収集・運搬課程）→有効期間5年間	○	○		
特別管理産業廃棄物処理業に関する 新規 許可講習会（収集・運搬課程）→有効期間5年間	○	○	○	○
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する 更新 許可講習会（収集・運搬課程）→有効期間2年間		○		○

② 処分業の場合

講習会の種類	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	新規	更新・変更	新規	更新・変更
産業廃棄物処理業に関する 新規 許可講習会（処分課程）→有効期間5年間	○	○		
特別管理産業廃棄物処理業に関する 新規 許可講習会（処分課程）→有効期間5年間	○	○	○	○
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する 更新 許可講習会（処分課程）→有効期間2年間		○		○

(2) 講習会を受講すべき者

原則として、法人の場合は役員、個人の場合は本人が受講すること。

(3) 講習会の実施機関

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7F

TEL 03-5275-7115 FAX 03-5275-7116

URL <https://www.jwnet.or.jp/>

(4) 受講申込先（開催都道府県にある産業廃棄物協会。広島県の場合は下記）

一般社団法人広島県資源循環協会

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7番47号 広島県情報プラザ4階

TEL 082-247-8499 FAX 082-247-9719

URL <http://www.hshigen.or.jp/index.html>

2 経理的基礎

事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

(3) 欠格要件

申請者が、図表61に示す事項のいずれかに該当する場合は、許可を受けることができません。

また、許可を受けた者が欠格要件に該当するに至ったときは、都道府県知事（政令市は市長）は許可を取り消します。なお、欠格要件に該当するに至った場合は、都道府県知事（政令市は市長）に対して速やかに届け出る必要があります（P72）。

図表 61 欠格要件（法第 14 条、第 14 条の 4）

- ① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの。
※ 「環境省令で定めるもの」とは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいう。
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、この図表において「法」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（※）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 2 第 7 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条（傷害）、第 206 条（現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）若しくは第 247 条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
※ 「その他生活環境の保全を目的とする法令」とは、「大気汚染防止法」、「騒音規制法」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」、「水質汚濁防止法」、「悪臭防止法」、「振動規制法」、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」をいう。
- ⑤ 法第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該 法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問 その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ⑥ 法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2 又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 7 条の 2 第 3 項（法第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止

の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

- ⑦ ⑥に規定する期間内に法第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、⑥の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人（※）であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- ※ 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものである。
- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- ⑧ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下において「暴力団員等」という。）
- ⑩ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑨までのいずれかに該当するもの
- ⑪ 法人で役員又は政令で定める使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑫ 個人で政令で定める使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの
- ⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 変更許可又は更新許可

(1) 変更許可

許可を受けた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者が「事業の範囲」を変更しようとするときは、変更許可を受けなければなりません。変更許可を受けることなく、「事業の範囲」以外のことを行った場合は無許可変更として罰則の対象となります。

「事業の範囲」の変更とは、図表62に示すような場合があります。

図表 62 事業範囲の変更

<p>1 産業廃棄物の積替え・保管行為を新たに行う場合 【収集運搬業】 + 『積替え又は保管行為』</p>	<p>凡例 【 】：現行許可で可能な事業の範囲 + ：事業範囲の追加 『 』：新たに行う事業の範囲</p>
<p>2 許可を受けた産業廃棄物以外の産業廃棄物を新たに取り扱う場合 【がれき類】 + 『燃え殻』 【廃酸, 廃アルカリ】 + 『廃油』 など</p>	
<p>3 許可を受けた処分方法以外の処分を新たに行う場合 【廃油の油水分離】 + 『廃油の焼却』 【廃プラスチック類の焼却】 + 『廃プラスチック類の破碎』 【汚泥の脱水】 + 『木くずの焼却』 など</p>	

(2) 更新許可

許可の有効期限（許可後から5年間（優良産廃処理業者は7年間））までに更新許可申請を行い、許可を受ける必要があります。許可の有効期限を過ぎると許可が失効となり、あらためて新規許可申請を行わなければなりません。

4 届出

(1) 廃止届及び変更届

産業廃棄物又は特別管理処理業者は、事業の全部若しくは一部を廃止したときは、廃止した日から10日以内に都道府県知事（政令市は市長）に廃止届を提出しなければなりません（廃止した事業の許可証を添付）。また、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者は、図表63に示す事項を変更したときは、変更の日から10日以内（法人の登記事項証明書を添付すべき場合にあつては30日以内）に都道府県知事（政令市は市長）に変更届を提出しなければなりません。

図表 63 処理業者の変更届出事項（施行規則第10条の10、第10条の10の2、第10条の23、第10条の23の2）

変更事項等	
1	住所、氏名又は名称の変更
2	次の事項の変更 (1) 法人の役員 (2) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資者 (3) 政令で定める使用人 (4) 法定代理人
3	事務所及び事業場（駐車場）の所在地（収集運搬業において、駐車施設を含まない事務所のみを変更する場合を除く。）
4	運搬車の増廃車
	運搬船の増廃船
	積替え・保管施設、 中間処理施設、最終処分場、海洋投入施設等の変更
5	特別管理産業廃棄物の性状分析者の変更
6	広島県内の各政令市（広島市、呉市、福山市）における積替え許可の有無（収集運搬業）

(2) 欠格要件該当届

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者は、欠格要件（P70図表61中の②～⑦，⑩～⑫（①に係るものを除く）に限る。）のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を2週間以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（施行規則第10条の10の3，第10条の24）。

また、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者若しくはこれらの者の役員、政令で定める使用人又は法定代理人において、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となったときは、その旨を遅滞なく都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（施行規則第10条の10の3の2，第10条の24の2）。

5 優良産廃処理業者認定制度

(1) 制度の創設・目的

優良な産業廃棄物処理業者を評価する制度としては、平成 17 年 4 月 1 日より「優良性評価制度」が施行されていましたが、平成 22 年 1 月 25 日の中央環境審議会の意見具申において見直しを行うよう指摘を受け、平成 23 年 4 月 1 日施行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 34 号）により「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。

この制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事等が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者について、通常 5 年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とする等の特例を付与するものです。産業廃棄物の排出事業者が優良基準適合業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

ただし、次の点に注意してください。

- ① この制度は、あくまでも優良基準への適合性を認定するものであり、優良基準適合業者が不法行為や不適正処理を行わないことを都道府県等が保証するものではないこと。
- ② 優良基準適合業者を選択することで、排出事業者としての責任や注意義務が免除されるものではなく、排出事業者はその責任を全うするため、自らの判断で処理業者の選定を行う必要があること。

(2) 優良基準

次の①～⑤のすべての基準に適合していることが必要です。

① 遵法性

従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないこと。

② 事業の透明性

法人（個人）の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

③ 環境配慮の取組み

事業活動に係る環境配慮の取組みが、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度（ISO14001 規格、環境省エコアクション 21）により認められていること。

④ 電子マニフェスト

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

⑤ 財務体質の健全性

直前 3 年の各事業年度の自己資本比率が零以上であること。

次のいずれかの基準に該当すること。

- ・直前 3 年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 10% 以上であること。
- ・前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。

直前 3 年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。

産業廃棄物処理業等の実施に関する税，社会保険料及び労働保険料について滞納していないこと。

(3) 認定等の申請

産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時に，併せて優良基準に適合している旨の認定等の申立を行う（優良認定申立）。

(4) 優良基準適合業者情報の公開

各都道府県知事（政令市は市長）は，優良基準適合業者情報を公開することとされています。

なお，この制度の詳細については，県の優良産廃処理業者認定制度関係ホームページを参考にしてください。 URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-yuryonintei-yuryoka-top.html>

6 処理業者の責務

(1) 処理基準の遵守

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分を行わなければなりません（法第 14 条第 12 項、第 14 条の 4 第 12 項）。

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理基準については、P12～P50を参照してください。

(2) 処理困難通知

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分を適正に行うことが困難又はそのおそれがあるときは、10 日以内にその旨を委託者に書面で通知しなければなりません（法第 14 条第 13 項、第 14 条の 4 第 13 項）。

同通知をしたときは、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者は、その写しを 5 年間保存しなければなりません（法第 14 条第 14 項、第 14 条の 4 第 14 項）

(3) 受託の禁止

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者以外の者は産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬を、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業者以外の者は産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはいけません（法第 14 条第 15 項、第 14 条の 4 第 15 項）。

(4) 委託及び再委託基準の遵守

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者は産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬を、産業廃棄物又は特別管理産業処分業者は産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはなりません。ただし、政令で定める再委託に係る基準に従って行う場合及び法第 19 条の 3、第 19 条の 5 又は第 19 条の 6 の規定に基づき命令を受けた者が、必要な範囲で処理を委託した者の承諾を得た場合に限り、他人に委託することができます（中間処理後物にあつて最終処分の再委託をする場合を除く。）（法第 14 条第 16 項、第 14 条の 4 第 16 項）。

政令で定める再委託に係る基準とは、次の図表64のとおりです。

図表 64 処理業者の再委託基準（施行令第6条の12, 第6条の15）

1 再委託基準

- (1) あらかじめ、排出事業者に対して再委託をしようとする者及びその再委託が委託基準（P53図表45）に適合するものであることを明らかにし、排出事業者から書面による承諾を得ること。
- (2) 他人の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分・再生を業として行うことができる者であって、委託しようとする廃棄物の運搬又は処分・再生が事業範囲に含まれていること。
- (3) 書面で再委託契約を行い、当該契約書にはP54図表46に掲げる事項が含まれていること。
- (4) 排出事業者から受託した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を引き渡す際は、再受託者に受託に係る契約書に記載されている事項（廃棄物の種類、数量等）を記載した文書を交付すること。
- (5) 特別管理産業廃棄物の場合、あらかじめ、再委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取扱い上の注意事項等を再受託者に文書で通知すること。

2 承諾に係る書面の記載事項

承諾に係る書面には、次の事項が記載されていること。

- (1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれている場合は、その旨を含む。）及び数量
- (2) 受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- (3) 承諾の年月日
- (4) 再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号

(5) マニフェスト

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の引渡しを受ける際は、排出事業者からマニフェストの交付を受け、処理後はマニフェストの写しを排出事業者に送付して適正に処理したことを報告してください。

(6) 名義貸しの禁止

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者は、自己の名義をもって、他人に産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行わせてはいけません。

(7) 帳簿の記載と保存

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者は、処理した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類、量等をそれぞれの項目の記載期限までに帳簿に記載し、1年ごとに取りまとめ、5年間保存しなければなりません。

帳簿への記載内容は、図表65に示す事項となっています。

図表 65 処理業者の帳簿記載事項（施行規則第 10 条の 8、第 10 条の 21）

区分	帳簿記載事項	記載期限
収集又は運搬	① 収集又は運搬年月日	毎月末まで
	② 交付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	交付の日から 10 日以内
	③ 受入先ごとの受入量	毎月末まで
	④ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	
	⑤ 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	
運搬の委託	① 委託年月日	毎月末まで
	② 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	産業廃棄物の引渡しまで
	③ 交付したマニフェストごとの交付年月日及び交付番号	
	④ 運搬先ごとの委託量	毎月末まで
処分	① 受入れ又は処分年月日	毎月末まで
	② 交付（又は収集運搬業者から回付）されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	交付の日から 10 日以内
	③ 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量	毎月末まで
	④ 処分した場合には、処分方法ごとの処分量	
	⑤ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	
処分の委託	① 委託年月日	毎月末まで
	② 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	産業廃棄物の引渡しまで
	③ 交付したマニフェストごとの交付年月日及び交付番号	
	④ 受託者ごとの委託の内容及び委託量	毎月末まで
	⑤ 交付した 2 次マニフェストごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る 1 次マニフェストの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	産業廃棄物の引渡しまで
	⑥ 交付した 2 次マニフェストごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称、電子マニフェストに係る登録番号	
	⑦ 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る 1 次マニフェストの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	
	⑧ 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称、電子マニフェストに係る登録番号	

※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載すること。

(8) 事業の廃止等に伴う通知

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を終了していない者及び産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を取り消されたものであって当該許可に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を終了していない者は、10 日以内にその旨を委託者に書面で通知しなければなりません（法第 14 条の 2 第 4 項、第 14 条の 3 の 2 第 3 項、第 14 条の 5 第 4 項、第 14 条の 6）。

同通知をしたときは、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者は、その写しを 5 年間保存しなければなりません（法第 14 条の 2 第 5 項、第 14 条の 3 の 2 第 4 項、第 14 条の 5 第 5 項、第 14 条の 6）。